# 埼玉県土木工事成績評定要領

## (目的)

第1条 この要領は、埼玉県が発注する土木工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

#### (成績評定の対象)

- 第2条 成績評定の対象は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、別表1に示す工事については、成績評定を省略するものとする。
- 2 前項のもののうち、中間検査を実施したときに行う成績評定の対象は、当初請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の請負工事とする。

#### (成績評定の内容)

第3条 成績評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

## (評定者)

第4条 第3条の成績評定を行う者(以下、「評定者」という。)は、担当監督員、総括監督員ならびに検査員とする。

#### (成績評定方法)

- **第5条** 成績評定は、監督または検査で確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して 的確かつ公正に行うものとする。
- 2 成績評定の結果は、別紙の建設工事成績報告書に記録するものとする。
- 3 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関して、受注者から実施状況報告を様式1号により求めることとし、提出された内容を、成績評定に適切に反映させるものとする。

#### (成績の報告)

- 第6条 担当監督員及び総括監督員は工事が完成したとき、検査員は中間検査及び完成 検査を実施したときにそれぞれ成績評定を行い、工事が完成したときに建設工事成績 報告書により発注課所長に報告するものとする。
- 2 評定者は、前項に規定する成績評定実施の都度、工事執行管理(成績評定)システムに成績情報を入力するものとし、工事執行管理(成績評定)システム未導入の課所においては、業者情報管理システムに総評点及び施工状況(安全対策)の得点を入力

するものとする。

#### (成績評定結果の通知)

- 第7条 発注者は、完成検査終了後遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事完成検査結果と併せて成績評定結果を様式2号により通知するものとする。
- 2 当該工事において、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する 措置が完成検査日までに決定しない場合は、前項の規定によらず完成検査終了後遅滞 なく、受注者に対し工事完成検査結果と併せて暫定成績評定結果を様式3号により通 知するものとする。

## (説明請求等)

- 第8条 前条第1項又は第2項による通知を受けた受注者は、これを受けた日から起算して14日 (閉庁日を含む。)以内に、様式4号により発注者に対して成績評定の内容について説明を求めることができるものとする。
- 2 発注者は、前項による説明を求められたとき、発注課所長が設置する工事成績評定 審査委員会(以下「委員会」という。)により内容を審査し、様式5号により回答し なければならないものとする。

## (委員会の設置等)

- 第9条 委員会の委員長は、発注課所の長の職にあるものとする。
- 2 委員会の委員は、主幹級以上の職にある発注課所の職員の中から、委員長が指定する。ただし、当該工事の検査員である職員は除くものとする。
- 3 委員会は、委員長が招集するものとする。
- 4 委員長は、審査にあたり必要に応じて、当該工事の受注者、担当監督員及び総括監督員、検査員または工事検査員の出席を求めることができるものとする。

#### (成績評定の修正)

- 第10条 発注課所長は、第8条第2項による審査の結果、当該成績評定を修正する必要があると認められた場合は、建設工事成績報告書の修正を行うものとする。
- 2 発注者は、前項による成績評定の修正について、遅滞なくその結果を、様式6号に より受注者へ通知するものとする。
- 3 発注者は、第1項による成績評定の修正について、工事執行管理(成績評定)システムによる評定点を修正するものとする。また、工事執行管理(成績評定)システム未導入の課所においては、業者情報管理システムによる評定点を修正するものとする。

#### (成績評定結果の確定及び通知)

第11条 発注者は、第7条第2項により暫定成績評定結果の通知を行った後、以下による法令遵守等の措置がなされた場合は、遅滞なく前条第1項及び第3項に準じて成績 評定結果を確定するものとする。

# 〇法令遵守等の措置における減点

| 措 置 内 容  | 点数    |
|--|-------|
| 1. 入札参加停止 3 ヶ月以上   | -20 点 |
| 2. 入札参加停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満  | -15 点 |
| 3. 入札参加停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満  | -13 点 |
| 4. 入札参加停止 2 週間以上 1 ヶ月未満  | -10 点 |
| 5. 文書注意  | - 8点  |
| 6. 口頭注意  | - 5点  |
| 7. 工事関係の事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 | 一 3 点 |

- 2 前項により成績評定結果を確定した場合は遅滞なく、様式7号により受注者へ通知するものとする。
- 3 第1項により確定した成績評定結果の適用開始日は、建設管理課と調整のうえ設定するものとする。
- 4 第2項による通知を受けた受注者は、第8条に準じて、発注者に対し成績評定の内容について説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

#### (発注者による成績評定結果の公表)

- 第12条 発注課所長は、完成検査後遅滞なく、様式8号により成績評定結果を閲覧に供するものとする。また、第10条より成績評定結果を修正及び前条により成績評定結果を確定した場合においても同様とする。
- 2 発注課所長は、閲覧者が氏名等を告げることなく自由に閲覧することができる状態にしなければならないものとする。
- 3 閲覧に供する期間は、当該工事が完成した翌年度末までとする。
- 4 第8条の定めによるものを除き、内容に関する問い合わせには応じないものとする。

#### (発注者以外での成績評定結果の公表)

- 第13条 前条の規定による公表のほか、建設管理課は、平成16年度以降の過年度に確定した成績評定結果を、ホームページにおいて公表するものとする。
- 2 内容に関する問い合わせには応じないものとする。

#### 別表1 成績評定を省略する工事

主たる工事内容が、出来形管理基準において規格値の定めがない工種で構成されて いるもの

主たる工事内容が、照明灯、防護柵(転落防止柵含む)、標識(情報板含む)、区画線、視線誘導標のいずれかに該当する工事

単価契約工事

その他、発注者が認めた工事(建設管理課長あて協議が必要)

附則

- この要領は、昭和48年4月20日から適用する。 附 則
- この要領は、昭和61年5月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成元年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成4年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成8年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成14年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成16年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成18年12月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成19年10月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和2年2月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和3年2月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和4年1月4日から適用する。